平成２６年度　第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会　議事録

１　会議の名称　平成２６年度第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

２　開 催 日 時　平成２６年８月２８日（木）午前１０時から午前１１時

３　開 催 場 所　千葉市役所８階　正庁

４　出 席 者　【委員】

太田俊己委員（専門分科会長）、三須和夫委員、池田孝子委員、小野満佐子委員、山﨑淳一委員、織田三郎委員、木村章委員、上妻陽子委員、中溝明子委員、日暮規夫委員、宮元純子委員

【事務局】

石井こども未来局長、片桐こども未来部長、植草こども企画課長、渡邉健全育成課長、松浦保育支援課長、若菜保育運営課長、

５　議題及び報告事項

議題　　会長職務代理者の選任について

報告事項　子ども・子育て支援新制度における認可基準、運営基準等に係る条例案の報告について

６　議事の概要

議題　　会長職務代理者の選任について

太田会長が、会長職務代理者に三須委員を指名した。

報告事項　子ども・子育て支援新制度における認可基準、運営基準等に係る条例案の報告について

事務局から、子ども・子育て支援新制度における認可基準、運営基準等に係る条例案の報告について報告があり、それに対して質問が示された。

７　会議の経過

司　　会：　大変お待たせいたしました。まだお時間にはなっていないんですけれども、全員がおそろいですので、只今から、平成26年度第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども企画課課長補佐の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、次第、委員名簿、席次表です。それと資料ですが、事前に配付しております資料がございまして、１－１、１－２、１－４につきまして、事前に配付しておりましたが、資料１－２につきましては、差し替えがございますので、本日１－２と１－３を机上に置かせていただいております。１－１から１－４までございます。不足等がございましたら、事務局にお申しつけください。大丈夫でしょうか。事前に配付したものと当日のものがございますので、１－１から１－４までお揃いでしょうか。先日の記者発表の資料も置かせていただいておりますが、後ほど触れさせていただきます。資料のほうは大丈夫でしょうか。

続きまして、本日の委員の皆様の出席状況でございますが、委員15名のうち、11名の方にご出席いただいております。このため、過半数に達しておりますので、当会が成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、今田委員、清水委員、畠山委員、堀内委員の４名の方からご欠席の旨、ご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

今回、千葉市社会福祉審議会委員に変更がございまして、当分科会においても、１名の方が変更となりましたので、新たに委員となられましたお方をご紹介させていただきたいと存じます。お名前を読み上げさせていただきますので、恐縮でございますが、その場でお立ちいただきますようお願いいたします。

千葉市議会議員、教育未来委員会委員長、三須和夫様でございます。

三須委員：　三須と申します。どうかよろしくお願いします。

司　　会：　ありがとうございました。

それではまず初めに、こども未来局、石井局長よりご挨拶を申し上げます。

石井局長：　皆さんおはようございます。局長の石井でございます。

前回の開催は６月30日ということで、私、７月１日付でこども未来局長に着任をいたしました。こども行政につきましては、５年ぶりに戻ってまいりましたので、２カ月弱たちまして、やっと頭の整理もできて、昔の感覚が少し戻ってきたかなという状況でございます。

こうした中で、新制度について早急に取り組まなければならない状況です。職員も一生懸命、毎日、勉強に勉強を重ねてくれておるところでございます。そうした中で、前回、皆様方にご審議いただきました条例、そして先日まで市民の皆様方のパブリックコメントをいただいておりました。それが概ね整いましたので、本日、また皆様方の忌憚のないご意見をいただいて、よりよい制度をつくっていきたいと思っております。

連日、子どもたちの大変な状況をマスコミで聞いておりますが、我々こども未来局としましては、千葉市が子どもにとって本当に住みやすいまち、子どもだけではないのですけれども、子どもたちがより安全なまちをつくるために、職員みんなで頑張っていきたいと思います。皆様方もご協力を今後もたくさんいただきながら、職員ともども頑張っていきますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、きょう足元の悪い中、そしてお忙しい中お集まりいただきました。どうぞ、皆様、また忌憚のないご意見をどしどしいただきたいと思っております。それでは、よろしくお願いします。

司　　会：　続きまして、当分科会の太田会長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

太田会長：　皆様おはようございます。季節も移りまして、大変涼しくなってまいりました。新局長さん、新委員をお迎えしての第２回の千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は、皆さんご多忙にもかかわらず、このように多くの皆様にご参加いただきましたことを、厚くお礼を申し上げます。本日の会議では、今、局長さんがおっしゃっていただきましたように、国民の注目の的でございます、子ども・子育て支援新制度におけます認可基準、運営基準等に関わります条例案についてご報告を受けることになっております。前回、６月の本分科会で皆様からい

ただきましたご意見、そして市民の皆様から頂戴しましたパブリックコメントでのご意見、それらを踏まえた条例案ということでございます。つまり、この審議を通じまして、この後、条例に至るということで、重要な役割でございますので、本日は活発な、貴重なご意見を賜りまして、より良いものとなりますようお願いいたしたく存じます。

また、いつもどおり効率的で円滑な議事の進行にご協力いただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司　　会：　ありがとうございました。

ここで議事に入らせていただく前に、１点、先日起きてしまいました、認可外保育施設における児童虐待の件につきまして、片桐こども未来部長よりご報告をさせていただきます。

片桐部長：　片桐でございます。座って説明させていただきます。

お手元に記者発表資料がございます。「児童虐待に伴う認可外保育施設の保育ルーム認定取り消しについて」という資料をご覧いただけますでしょうか。

趣旨は、施設職員による児童虐待があったことから、要綱に基づきまして、このルームの認定を取り消しいたしました、ということでございます。

対象施設でございますけれども、中央区弁天にある施設で、設立はもう12年ほど前になります。

２の概要でございますが、７月に保護者から市のほうに通報がございました。何回か聞き取りの調査を行って、最終的に８月１日、施設長及び本人から事実関係を認めた、具体的には次の３点でございます。嫌いなものを食べないと無理やり口に押し込む、あるいは、おとなしくしていないと暗い部屋、あるいはベビーベッドに閉じ込める。手足をたたく等でございます。

保護者が警察に被害届を出しまして、先週、この保育士が強要罪の疑いで逮捕されたという事態が起ってございます。

３でございますけれども、今回のルームの認定取り消しの理由は、保育士というプロの保育に携わる人間が保育施設の中で、こういう事態を行ったということは、不適格な行為であるということ。さらには施設長が特段の是正措置を取らず、施設長自身はこういった虐待をやっていたのを見て見ぬふりをしてい

た。この２点から、千葉市始まって以来、初めての認定の取り消しを行いました。

４でございますけれども、３点、今後の対応といたしまして、この当時二人のお子さんが入所されておりまして、まず二人のお子さんにつきましては、すぐ近所の認可の保育所のほうに入所していただくことにしました。

また２番目といたしまして、全認可保育所及び認可外保育施設に対しまして、文書の通知を行うとともに、昨日でございますけれども、認可外の施設長さんにお集まりいただきまして、今一度この施設の公的な責任、位置づけ、社会的信用を損なうことのないように、今後も適正な保育を展開してほしい旨の周知徹底を図ったところでございます。

（３）でございますが、今後、保護者あるいは職員が児童虐待を発見した場合、公益通報ではございませんけれども、情報を速やかに市のほうにお知らせいただくことによって、被害の拡大をとめるようなシステム、これを検討しますということでございます。

５の経過につきましては、先ほどご説明したことの重複でございます。

こういうような形で、私どもといたしましては、非常に残念な行為が起こりましたので、引き続き、関係事業者に今一度認識を新たにしていただいて、千葉市の保育に対する信頼を損なうことのないよう、事業展開をしていただく旨、お願いしたところでございます。

この件について、直接議題に関係なくて、大変申しわけないのですが、何かご意見等ございましたらお伺いできればありがたいのですが。

中溝委員：　中溝です。

ニュースで見ていたときから、どうしてという思いでおりました。今後の対策として、虐待が起きたときに、それに対応できるシステムを構築するということはとても大事なことだと思うのですけれども、やはり事前に防ぐことができなかったのかというところがとても気がかりです。起きてから対応するのでは遅過ぎる話なので。

なぜ起きてしまったのか、この保育士が単に保育観だとか人権感覚がないだとかということで切り捨ててしまっては全く意味がなくて、なぜここでこういうことが起きてしまったのか、そしてそれを千葉市がずっと把握できなかった

のかというところをちゃんと分析して、次に活かしていかなければいけないのではないのかなという気がしているんです。

なので、今、千葉市さんのほうで把握されている、なぜこういうことが起きてしまったのかというところについて、お考えというか、あるいはご意見というか、何か、なぜという部分について教えていただくことはできないでしょうか。

片桐部長：　まず、これまでの対応ですけれども、監査、指導ということで、専門の保育士による巡回指導ということをやっております。そういった認可外で50近く保育ルームがあるのですけれども、ここは年に１回巡回をしているのですが、そういった中では発見できなかったということ。または研修を年２回ほど行っているのですが、そういった意識啓発をしていても、こういうことが起こってしまったということで。対応としては今後、巡回指導の頻度をもう少し上げたいなということを今考えております。

それと、肝心なご質問に対してですけれども、まず二つございます。警察に本人が捕まるまでの間で私どもがわかったことというのは、職場のコミュニケーション、やっぱりいい保育をやるためには職場内のきちんとした人間関係ができてないといけなかったと思うのですけれども、この保育士がやはりその施設の中で、ほかの保育士とのコミュニケーションが十分とれていなかったということ。これは保護者からの千葉市への通報があったという部分ですけれども、実は保護者は、他の保育士からこういう事態があるよということを聞いたということなのです。

ですので、まず職場内でそういった人間関係がうまくできていなかったということ。あとは、属人的な状況というのを断片的には聞いておりますけれども、直接児童への虐待した因果関係というのは、私ども把握しておりませんが、一番、私どもが組織として把握している原因というのは、職場の中の人間関係というふうに理解しております。

以上でございます。

中溝委員：　ありがとうございます。同じ職場の他の保育士からお母さんが事実を聞いたというのは、かなり深刻ですね。職場のコミュニケーションがよければこういう事態が起きなかったのかというと、きっとそうではないんじゃないのかなと

いうふうに思います。単に自分が孤立しているか、職場でうまくいかないんだ、だから子どもにこうしたというレベルの話なのかなという気はいたしますので、できれば、この監査に入る時にも、半日ぐらい一緒にいていただけないかなと思うのです。

私は児童養護施設などの施設評価をしているのですけれども、大体半日一緒にいます。施設長からも聞き取りをして職員からも聞き取りをして、子どもたちにも聞き取りをします。そして、子どもたちと一緒に食事をします。やっぱり食事までのつくり方、そこでのコミュニケーションの取り方というのはものすごく、言葉で語るよりもいろいろなことがわかるので。ぜひ監査で入る時にキャッチできるようなやり方をしていただきたいなと。

ちょっと千葉市さんの監査がどうだか私はわからないんですけれども、千葉県内の養護施設しかわかりませんが、県の監査と都の監査が質的に全然違うんですね。県の監査は正直に言うととても甘いんです。都が監査に入ると冷蔵庫の中を見て、賞味期限切れているかどうか、コップの中に歯ブラシが一緒に入ってないかというかなり細かいところまで見ているので、監査をする立場の人たちの感性みたいなものもすごく問われてくるんだろうなというふうに思うのです。

本当にこういうことはあってはならないことだと思うので、ぜひ二度と起きないように、千葉市全体の保育の質を上がっていくように、ぜひお願いしたいと思います。

片桐部長：　ありがとうございました。

積極的に今のご意見、参考にしながら、これから対応していきます。ありがとうございました。

ほかに何かございますか。

山﨑委員：　こういう記事が出ると、本当にもう残念で残念で仕方がないんですけど。今、部長がおっしゃるように、施設長が見て見ぬふりをしたと。新聞記事の中では、その保育士が辞めちゃうと補充ができないんで見て見ぬふりをしたと。そこでもう、子どもの人権も何もあったもんじゃないなという気がして。

したがって、この前、認可・認可外の保育所に、いろんな形で指導していただいたんですけど、これからますます保育所・保育園がかなり増えてきますか

ら、こういうことが起きないようにと同時に、保育の質というのをやっぱりきちっとした形でやっていかなくちゃいけないなと。そんな感じがしてならないのですね。

そういう感じがしてならないのはいいんだけど、じゃあ具体的にどうなんだということをやっぱりこれから示していく必要があるなと思いますので、その辺のことよろしくお願いしたいと思います。

片桐部長：　ありがとうございます。

専門的な見地から、またアドバイスいただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

三須委員：　三須です。

内容を見ると、嫌いなものを食べないと無理やり口に押し込むと、おとなしくしないと暗い部屋、ベッドに閉じ込めるとか、何となく我々の自分の子どもにも、愛情を持って、嫌いなものを無くさなきゃいけないとか、礼儀を守らなければいけないとか。そういうことでしつけとかはあるんだけれども、何かこういうのを見ていると、一方的な話しか聞こえてこないんだけど、本当にこの方が愛情を持って子どもに接していたのか。これからの子どもたちに、そういう好き嫌いなものを減らしてやるというのは必要なことだと思うんですよね。

そんなこともあるので、非常にこういう問題というのは両方から少し研究する必要があると思うんです。

片桐部長：　ありがとうございました。

日暮委員：　日暮です。

今後の対応について幾つか例示をされております。その中で一番肝心なのは、（３）にありますような公益通報等システムの今後の検討というような話だろうというふうに思います。

例えば（２）にありますように、文書による注意ですとか、説明会を開催した。こうありますけれども、今現行のこういう施設に対して、月に一遍、何か報告をしてくださいよとか、そういうシステムがあるのかどうか。

それから、監査も先ほどお話がありましたように、やっぱりきちっとしたマニュアルじゃないですけど、そういう基準をおつくりになられ、徹底させるというような方法でご検討されたらいかがというふうに思います。

片桐部長：　まず報告につきましては、毎月という形ではございません。定数的なものについては報告しておりますが、定性的なものについては現場へ行って、保育日誌、保育計画というものの中身を見て、これは専門の保育士がそれぞれの個々の発達段階に応じて、この保育が適切かどうかということで、これはレベルが高過ぎるとか、これはもっとこういうふうにしたほうがいいということに専門的なアドバイスはしております。

もう一つ、監査のマニュアルの関係でございますけれども、これは、実は統一の基準というのがございまして、それで、施設にもこういう視点では見ますよということはお示ししております。昨日の説明会の中で、やはり昔の文化、考え方、さっき委員のおっしゃった中にもありますけれども、それは例えばご年配の方は、昔はこう教わったからこれが正しいものだと思っていて、それで教え込まれちゃう。必ずしも今は、若いお母さん方にしてみれば、それは違うよということがあると。

そういった保護者のニーズにやっぱりきちっと敏感に対応していかなきゃならないというふうになって、制度的なものなので、制度の安定性の観点からはなかなか基準というのは変えられないのですけれど、そこは臨機応変に考えるようにして、柔軟に対応するようにというようなことは、昨日申し上げたところでございます。

かなり多くの保育士さんからは、問題として情報が少ないと。要は、小規模がゆえにネットワークが少なく、アンテナを余り立てることもできない。それから横の連携というのがなかなか無いので、できるだけ多くの情報を市から発信していただくことによって、自分たちも多角的に、自分たちの事業を見ることができるので、そういうような情報提供をお願いしたいというようなことがございました。

私どもも積極的にそういう情報提供をしていきたいなということを考えています。

以上でございます。

小野委員：　虐待の定義というのが、曖昧模糊なんですよね。それで、私が感じたことは、子どもの話もよく聞いてほしいし、もう一方の気持ちもどういうふうになったかということを聞いてほしいのです。何か根の深いものがあると思うんですね。

警察が入っていて、多分難しい部分はあるかもしれないんですけれども、よく話を聞くということだけはやってほしいと思ったんです。

今、私たちが子どもを預かっていて、手を上げてはいけません、言葉の暴力もいけません、無視してもいけませんということになってくると、私たちもしつけの面で非常に苦労しております。小さい時だったら、結構気をそらして、他の方に持っていけるんですけど、ある程度の年齢になって反抗期になってきますと、それがなかなか通じない。そういう時に、子どもから殴られてあざをつくっても、手は出せませんので。だからそういうことのないような形をとっていただきたい。何しろ両方の話をよく聞いてほしいというのが本音です。

司　　会：　ありがとうございました。

太田会長：　短めにします。感想と意見です。私は、やっぱりこの当該の保育士の方の個人的な資質に関係するのは妥当じゃないかもしれないというふうに思っております。養成校の立場でもありますので、どういう形で養成していったのか、その実際にプロセスなりに問題がないかということについても、考えざるを得ない、そういう側面があるかなと思ったとともに、一旦就職されて以降、研修や資質の向上、それも考えるべき事柄ではないかということを感想として思いました。

質問としては、確認ですけれども、平常は保護者からの通報というのはありませんよね。余りあっては困るのですけど、最悪のルートとして、それは確保されるべきだとは思っておりますけれども、普段はそういう通報はないということを確認させていただきたいと思いますが。

片桐部長：　こういう虐待というのは初めてのケースです。簡単な言動についての意見照会といいますか、そういうのは年間に10件程度はございます。そういうのが仮にあった場合は、すぐ保育運営課の保育士が現場へ行って、まず事実関係を確認して、さっきの小野委員が言われたように、ヒアリングを双方からして、そこで直すべき点についての指導というのを行っているところでございます。

以上でございます。

議題　会長職務代理者の選任について

司　　会：　それでは議事に入らせていただきます。

それでは、太田会長、よろしくお願いいたします。

太田会長：　前段からいろいろございましたけれども、すみません、冒頭の私の挨拶でお話することを失念しておりました。お手元にチラシをお配りしておりますが、市のことと関係ないのですけれども、私が属しております大学、短期大学のほうでこういった催しがございます。今、障害と言っていいかどうか、グレーゾーンの子どもたちが保育の現場、それから学校教育の現場でも、なかなか話題になることがございまして、こういうことに関して先ほど言いました、教職員の方々の資質向上を行わなければいけない。そういうことで養成の過程でもそうなんですけれども、そういうことの積み上げとして、こういうことを考えているということを、ここで配らせていただきましたことをご紹介させていただきます。失礼いたしました。

それでは、お手元の次第に沿いまして進行させていただきたいと思います。

本日議題、会長職務代理者の選任でございます。前回も同じことをやりましたので、あらかたご承知かと思いますけれども、また改めて選任方法につきまして事務局からご説明のほどお願いいたします。

植草課長：　こども企画課の植草でございます。

会長職務代理者の選任方法についてご説明申し上げます。会長職務代理者につきましては、要綱の第２条第４項の規定に基づきまして、会長の指名となっておりますので、よろしくお願いします。

太田会長：　会長職務代理者は、会長、私の指名ということでございます。私といたしましては、慣例に即しまして、市議会・教育未来委員会の委員長をなさっておられます、三須和夫委員さんにその職をお願いしたいと思います。ご了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

太田会長：　ありがとうございます。

さて、三須委員さんには、こちら会長職代理席へお移りいただきまして、ご挨拶をお願いいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

三須委員：　ただいま太田会長よりご指名をいただきました。千葉市議会教育未来委員会の委員長を務めております、三須と申します。微力ながら、当分科会の運営に尽力していきたいと思いますので、どうか皆さんご協力よろしくお願いします。ありがとうございます。

太田会長：　どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

報告事項　子ども・子育て支援新制度における認可基準、運営基準等に係る条例案の報告ついて

太田会長：　それでは、用意されました議題は以上でございますので、次第に即しまして、４、報告事項に移らせていただきます。

子ども・子育て支援新制度における認可基準、運営基準等に係る条例案の報告についてに移りたいと思います。ちょっと長くなるかもしれませんけれども、事務局から座ってで結構でございますので、ご説明のほどお願いいたします。

松浦課長：　７月１日付の人事異動によりまして、保育支援課長に着任いたしました、松浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

子ども・子育て支援新制度における認可基準・運営基準等に係る条例案につきましてご報告をさせていただきます。恐れ入ります、着席して説明させていただきます。

条例案につきましては、前回６月30日の会議でご審議をいただいた内容と変更はございませんが、パブリックコメントを実施いたしましたので、そちらの結果とあわせてご報告をさせていただきます。まず資料１－１をご覧ください。

１、制定の趣旨でございます。子ども・子育て支援新制度が平成27年４月からスタートいたしますので、本市におきまして、新たに制定することとされました認可基準等について条例を制定するものでございます。

２、制定する条例及び本市基準の概要でございますが、今回、新規制定する条例が４件、一部改正が１件の計５件でございます。まず（１）千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例で、こちら新制度の創設に伴いまして、これまでの認可、認定の仕組みが改善されまして、幼保連携型認定こども園の認可を指定都市が行うこととされまして、認可基準は条例で定めることになりましたため、新たに条例を制定するものでございます。基本的な考え方といたしまして、本市で現行実施しており

ます保育水準を、維持・確保するという方針の下、国と異なる上乗せ基準を設定しております。本日は上乗せ基準を設定した項目についてご説明をさせていただきます。

（１）の表をご覧ください。まず乳児室の面積ですけれども、国基準は乳児１人当たり1.65㎡ですが、本市では3.3㎡といたします。こちらは赤ちゃんがハイハイをする時期というものは個人差がございますので、必要な面積を確保するものでございます。続いて遊戯室ですが、国基準では保育室の兼用を可としておりますけれども、本市では定員60人未満の場合のみ保育室との兼用を可といたします。これは３歳以上児が複数のクラスとなる保育所の場合、集団で保育を行う際に、遊戯室が必要となりますことから、60人以上の施設につきましては、保育室との兼用を不可とするものでございます。

続いて、１・２歳児保育教員の配置です。こちら国基準では園児６人に１人となっておりますけれども、本市では５人に１人といたします。こちらは、運動機能ですとか、生活面におきまして未熟な部分が多く、保育者の援助をより多くに必要とされる１・２歳児につきましては、保育教諭を手厚く配置し、保育の質を確保するというものでございます。

続いて、３歳以上児に対する食事の外部搬入ですが、国基準では所定の要件を満たせば可としておりますけれども、本市では市長との事前協議を義務づけます。これは食育を推進するとともに、アレルギー児にきめ細かく対応するためでございます。

３歳以上児の学級編制は、国基準では３、４、５歳児、どちらも35人以下とされておりますが、本市では３歳児学級は30人以下といたします。これは４・５歳児に比べまして、より多くの援助を必要とする３歳児の教育時間における学級編制を30人以下とするものでございまして、こちら現行、県の認定こども園の認可基準が30人以下となっておりますので、そちらと同様とするものでございます。

続いて、非常災害対策なのですが、こちらは全く本市独自の基準でございまして、設備設置や月１回の訓練の実施等を義務づけるものでございます。こちら全庁的な取組みといたしまして、条例で基準を定める全ての福祉施設で同様の基準を設定しておりますので、市の保育所認可基準と同様の基準とするもの

でございます。

次に、（２）千葉市家庭的保育事業等の設備・運営に関する基準を定める条例でございます。こちらも新制度創設に伴いまして、３歳未満児を対象といたします家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、こちらの四つの事業が市の認可事業となりますことから、認可基準を定めるために条例を制定するものでございます。この条例も本市の保育水準を維持・確保するという考えの下、上乗せ基準を設定しております。まず食事の外部搬入ですが、国基準では所定の要件を満たせば可となっておりますけれども、本市では市長との事前協議を義務づけます。先ほどご説明した幼保連携型認定こども園と同様の上乗せをしております。

食事に係る経過措置ですけれども、国基準では５年間の経過措置を設けておりますけれども、本市では現在、既に家庭的保育、グループ型小規模保育事業、保育ルーム等を実施しているもの以外は、経過措置は設けません。これは、認可事業所としての保育の質を担保するとともに、現行事業からの円滑な移行を図るため、現に市の助成を受けて事業を実施する事業者にだけ経過措置を適用するとしたものでございます。

続いて、連携施設設定に関する経過措置ですけれども、国基準では５年間の経過措置を設けまして、連携施設を確保しないことも可としておりますけれども、本市では集団保育の機会の設定など、保育の内容の支援については、経過措置を設けないことといたします。これは認可事業所としての保育の質を担保するため、保育内容の支援については経過措置を設けないとしたものでございます。

非常災害対策は、国基準では設備設置や災害に対する計画を策定、訓練の実施などとなっておりますけれども、本市ではこれに非常用物資の確保を追加しております。これは先ほど（１）でもご説明したとおり全庁的な取組みといたしまして、福祉施設では全て基準を設けることとしておりますので、同様の基準としたものでございます。

続いて家庭的保育の従事者は、国基準では家庭的保育者、これは一定の研修を受けた方を保育者として認めるというものなのですけれども、本市では、保育士、看護師、または幼稚園教諭の資格を上乗せしております。これは本市の

保育水準を維持・確保するという観点から、現状と同様の水準を維持するものでございます。

恐れ入ります、資料の裏面に移っていただきまして、小規模保育事業Ｃ型の保育従事者ですが、小規模保育事業と申しますのは、Ａ型、Ｂ型、Ｃ型と三つの型がございまして、Ａ型は保育士が100％、Ｂ型は保育士が50％、Ｃ型は現行のグループ型保育事業と同様で、国基準では保育従事者が家庭的保育者なのですけれども、本市では家庭的保育者のうち１人以上を保育士といたします。これは最大15人の児童を保育するに当たりまして、保育課程を作成するなどの知識が求められますことから、１人以上の保育士を配置するというもので、現在、本市で実施しておりますグループ型小規模保育事業の基準と同様の基準でございます。

次に、小規模保育事業Ｃ型の利用定員に係る経過措置ですけれども、国基準では、本則が６人から10人としているところを、５年間は６人から15人とする経過措置を設けておりますが、本市では、現行既にグループ型小規模保育事業や保育ルーム等を実施しているもの以外は経過措置は設けません。

次に（３）千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例でございます。こちらの特定教育保育施設の特定というものなのですけれども、これは新制度におきまして、子ども・子育て支援給付の対象として市が確認をした施設ということになります。この確認を受けないと給付が受けられないということになります。

まず、連携施設設定に係る経過措置ですけれども、国基準では５年間の経過措置を設けまして、連携施設を確保しないことも可としておりますけれども、本市では集団保育の機会の設定など、保育内容の支援につきましては、経過措置を設けないことといたします。これは認可基準と同様の上乗せを行うものでございます。

次に、小規模保育事業Ｃ型の利用定員に係る経過措置ですが、こちらも先ほどご説明したとおり、国基準では本則６人から10人としているところ、５年間は６人から15人とする経過措置を設けているのですけれども、本市では現行実施しているもの以外は経過措置は設けません。これも認可基準と同様の上乗せでございます。

続いて（４）千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。新制度創設に伴いまして、放課後児童健全育成事業、千葉市でいう子どもルームですけれども、これを行う事業者が順守すべき設備及び運営の基準を条例で定めることとされましたため、新規に制定するものでございます。

まず開所時間と日数ですが、国基準では休業日以外は１日３時間、１年間で250日以上となっておりますが、本市では授業の終了後から午後６時まで、日曜祝日、年末年始以外は開所といたします。これは本市における児童の保護者の就労状況ですとか、小学校の終了時刻等を考慮いたしまして、現行の子どもルームの基準と同様の上乗せを行うものでございます。

次の非常災害対策は、国基準では設備設置や災害に対する計画策定、訓練の実施とされておりますが、本市では先ほどと同様、非常用物資の確保を追加しております。こちらも先ほどご説明したとおり全庁的な取組みによるものでございます。

最後５番目、千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例なんですけれども、こちらが一部改正になります。これは国基準が改正されますことから、本市の保育所認可基準の一部を改めるものでございます。改正内容は国基準と全く同じでございまして、具体的にどこを改正するのかというところなのですが、恐れ入ります資料１－４の最後のページ裏側をご覧いただけますでしょうか。

こちらが改正する五つの項目ですけれども、主な内容といたしましては、こちらの表の一番下になりますが、経過措置の部分でございます。「乳児６人以上を入所させる場合、看護師等を１人に限って保育士とみなすことができる」を、「乳児４人以上」に改正するといったことを国基準どおりに改正するというものでございます。

以上、５件の条例の施行予定日は平成27年の４月１日でございます。

続いて資料１－２をご覧いただきたいと存じます。これらの条例案について実施したパブリックコメントの結果をご報告させていただきます。平成26年７月10日から８月11日に郵送、ファクス、電子メール及び直接持参により募集をいたしましたところ、こちら資料１－２の３の表にございますとおり、合計で

57人の方から188件のご意見をいただきました。

４、意見の内訳といたしまして、多く寄せられましたのは、運営についてが41件、学級編制・職員についてが37件となっております。

５、基準（案）の修正個所でございますが、こちら記載のとおり、パブリックコメントに寄せられたご意見を受けて、基準（案）を修正した箇所はございません。

６、意見の概要と本市の考え方につきましては、いただいた中で主なご意見と市の考え方を２ページ以降の表にまとめて記載しておりますので、恐れ入ります、２ページをお開きいただきたいと存じます。

まず区分、総論の部分ですけれども、総論に関しては、全部で32件のご意見を頂戴しまして、その中から２件主なご意見を書いております。まず１番、「利用者を平等に取り扱う原則」の対象に「障害」を加え、障害のある児童が差別を受けないようにしてほしいというご意見をいただきました。

これに対する市の考え方ですが、「利用者を平等に取り扱う原則」の規定の中で利用者の国籍、信条又は社会的身分によって差別的取扱いをしてはならないとしておりまして、この「社会的身分」には障害の有無も含まれるものと考えております。

続いて２番、職員配置や設備面など、保育の質を現状より下げないでほしいというご意見をいただきましたけれども、先ほどからご説明しておりますとおり、それぞれの条例案におきまして、設備ですとか、職員配置などについて現行事業の基準と同等となるよう必要な上乗せを行うなど、保育の質を維持できるように配慮しております。

続いて、設備に関しては、全部で18件のご意見をいただいたのですが、そのうち３番、４番、５番、三つのご意見を掲載しております。

まず３番、２階以上の建物へのエレベーター設置や、多目的トイレ、スロープ設置等を義務づけるなど、バリアフリー化を推進してほしいというご意見をいただいておりますが、バリアフリー法などの関連法規における義務づけなどを踏まえまして、今後もバリアフリー化の推進に努めてまいる所存でございます。

４番、保育室の面積に応じた子どもの人数にしてほしいというご意見をいた

だきましたけれども、こちらも先ほどもご説明したとおり、例えば幼保連携型認定こども園の乳児室面積は、現行と同様の3.3平方メートルとするなど、現行事業における保育の質を維持するため、国基準に対して必要な上乗せを行っているところでございます。

５番、これは放課後児童健全育成事業に対するご意見でございます。専用室について、「児童の支援に支障がない場合は、この限りでない」の部分は削除してほしい。他施設の敷地、設備や備品の共有とすべきではなく、子どもたちの安全確保の面からも専用であることが望ましいというご意見をいただいておりますが、安全面の確保を含め児童の支援に支障のない場合の共有は問題ないものと本市では考えております。

続いて区分、運営なのですが、これに関しては最多で41件のご意見をいただいております。まず６番、障害のない子が受けられるサービスは、障害のある子も全て差別なく受けられるように、障害のあることを正当な理由とされて入所、入園を断られたり、不利な取り扱いをされたりしないように定めるべきというご意見をいただいておりますが、運営基準にかかる条例案において、利用申し込みの際は、正当な理由がなければ拒んではならないと規定をしておりますことから、ご意見の趣旨を踏まえ、今後の運用を検討してまいります。

続いて７番、障害児の優先入所を規定してほしいというご意見いただいておりますが、施設の利用調整手続における優先利用の事由の一つとして、子どもが障害を有する場合を想定して、現在、利用調整手続の詳細を詰めているところでございます。

続いて３ページの８番をご覧ください。医療的ケアの必要な子どもなどについて、施設において親の付き添いを求めることのないように義務づけをしてほしいというご意見をいただいておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、認可保育所における障害児保育に係る保育士の加配措置というのを現行しているのですけれども、こちらを新制度においても事業展開をしていくなど、医療的ケアの必要な子どもの受入れにかかる支援を検討してまいります。また、放課後児童健全育成事業におきましては、利用者の人権への配慮、人格を尊重して運営を行うことを明記することとしておりますので、個別のサービスについては本精神等にのっとり各事業者が実施するものと考えております。

続いて学級編制・職員に関するご意見なのですけれども、37件いただいております。

まず９番、幼保連携型認定こども園についてのご意見なのですけれども、３歳児学級は１学級20人以下とするなど、少人数にしてほしいというご意見をいただいておりますが、先ほどご説明のとおり、３歳児の学級編制におきましては、30人以下と少人数にする上乗せを行うということといたします。

10番、家庭的保育事業等につきまして、小規模保育・家庭的保育事業の認可に当たっては、全て保育士資格者にしてほしいというご意見をいただいておりますが、小規模保育事業のＢ型、Ｃ型における保育従事者や家庭的保育事業における家庭的保育者、家庭的保育補助者等につきましては、保育の質を確保するという観点から、一定の研修を求めることとされております。また、現行事業における保育の質を維持するため、家庭的保育事業におきましては、先ほどご説明したとおり、保育士、看護師又は幼稚園教諭とするとともに、小規模保育事業Ｃ型におきましても、１人以上は保育士とするという本市独自の上乗せを行っているところでございます。

続いて11番は、保育所に関してのご意見です。保育所において、職員配置基準を改善してほしい。こちら市の保育所認可基準におきまして、国基準に対しまして１・２歳児に係る保育士を５対１とする上乗せを行っております。また、公定価格における質の改善項目、公定価格と申しますのは新制度における児童１人当たりの施設の運営費に当たるものでございますけれども、こちらの質の改善項目といたしまして、３歳児について15対１の職員配置を行う場合の加算が平成29年度までに設けられることとされております。

続いて12番、こちらも保育所に係るご意見でございます。３歳児の保育士配置は15対１にしてほしい。こちらも公定価格における質の改善項目として、29年度までに設けることとされておりますので、先ほど11番と同様でございます。

最後４ページをお開きいただきたいと思います。13番、こちらは放課後児童健全育成事業に対するご意見でございます。一つの施設に有資格者の専任指導員を２名以上配置することとしてほしい。少なくとも、うち１名は補助員をもってこれにかえるという部分は削除してほしい。千葉市では現在、専任の指導員の複数配置を実施している。２名以上の配置を条文に明記してほしい。こう

いったご意見をいただいておりますけれども、１人を除き補助員とすることで支障はないと考えております。

最後、食事の提供に関するご意見、全部で14件いただいております。そのうちの１件でございます。自園調理・調理員の配置を必須としてほしいというご意見ですけれども、食事の提供につきましては、それぞれの条例案におきまして、外部搬入を行う場合は市長との事前協議を行う旨の上乗せを行っておりまして、児童の安全・安心、食育等の観点から自園調理と比較して遜色のない内容の食事の提供を確実に確保することとしております。

いただいたご意見の主なものと、本市の考え方につきましては、以上でございます。こちらはいただいたご意見の抜粋になりますけれども、資料１－３といたしまして、いただきました188件のご意見、全てをまとめました表を作成いたしましたので、こちらにつきましては、恐れ入ります、後ほどご覧いただければと存じます。

また、資料１－４につきましては、それぞれの条例案の概要でございまして、それぞれの項目につきまして、国基準と本市基準の考え方をまとめたものでございます。こちらも後ほどご覧いただければと存じます。条例案の報告は以上でございます。

太田会長：　ありがとうございました。大変丁寧なご説明いただきました。

まず、条例案のご説明を前回に引き続きいただきまして、その後パブリックコメントの手続を経て、具体的な意見が回収され、それに対する市の考え方、そしてまた資料のみではありましたけれど、個々の具体的な、細かなご意見が資料１－３にあるというような趣旨のご説明を賜りました。

いかがでございましょうか。パブリックコメントを受けまして、このような内容をという報告でございましたけれども、委員の皆々様からのご意見がありましたならいただきたいと思います。どなたからでも結構でございますので、ご発言のほどお願いいたします。いかがでございましょうか。

私からすみません。条例案に関しては、先ほどご説明いただいた内容で、結果的には変更なしということで承りました。　資料１－３のほうでしょうか、個々の具体的な細かな意見の集約、そしてまた一番最後には個々の方々のご意見がありますけれども、本当に一つとか二つとか、そんな意見もありますので、

お手数かけておまとめになっていただいたと思いますけれど、こういう個々の固有意見に関しましては、どんなご対応をとられるというのでございましょうか。条例案に反映させはしないとけれども、事務局当局としては、貴重なご意見として承るということでございましょうか。もしお考えありましたら伺えればと思いますが。

松浦課長：　条例案に直接関係するもの、またしないものにつきましても、いろいろご意見を頂戴しておりますので、私どものほうで検討できるものについては検討していきたいと考えております。

太田会長：　ありがとうございました。私が見る範囲でも直接関係なさそうなご意見もございます。

意見としましては、関係しそうな意見で、検討に値するものがあれば、それなりに受けとめていただければと思いますけれども、恐らく何か背後にあって、このような表現で、何か訴えたいことがあるというようなことかなと思うようなものがありますね。虐待に結びつけていいとは思いませんけれども、氷山の一角で、何か背後に重大なことがないといいなと思いますけれど、そんな趣旨の発言でございました。

他にご質問、ご意見いかがでございましょうか。

山﨑委員：　面積基準ですが、定員内における面積基準というのは国基準と本市の基準が、きちっとした形で確保されているというのは理解できるのですが、今、待機児童の関係で、定員の弾力化をした場合については、この分については国基準を適用するという解釈でいいですか。それともやっぱり市の基準が適用されるのでしょうか。すみません、専門的になっちゃって申しわけないんですけど。

太田会長：　お願いいたします。

片桐部長：　基本的には3.3という、この市基準は弾力化しても守るということで考えています。

山﨑委員：　ありがとうございました。

太田会長：　ご専門的ではありますけれども、現場における問題としては弾力化というのはしばらく前からはやっておりますので、とてもすばらしいご質問だと思いました。

他にご意見ございますでしょうか、ご質問でも結構でございます。

では、特にご質問、ご意見がないということでございますので、このご報告に関しましては、審議を終了したいと思います。ありがとうございました。

その他

太田会長：　続きまして、次第の５その他に移らさせていただきます。

事務局からご連絡ございますでしょうか。

植草課長：　こども企画課の植草でございます。

私から、児童福祉専門分科会の今後の予定につきましてご説明申し上げます。

次回の分科会でございますが、10月下旬の開催を予定しております。

議題といたしましては、「夢はぐくむ　ちば　こども　プラン」、これは次世代育成支援行動計画の後期計画でございますけれども、この計画の平成25年度の進捗状況、それと平成27年度以降の計画なのですが、こども未来局で所掌します事業等を中心とした、全ての子どもと子育て家庭への支援、それと青少年や若者に対する支援等をより集中的に体系的、総合的に推進する計画として、今年度策定しております、（仮称）千葉市こどもプラン、これの素案につきましてご報告させていただくことを予定しております。よろしくお願いいたします。

太田会長：　ありがとうございました。

今のことにつきまして、特にご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

（なし）

太田会長：　それでは、その他の最後になりますけれども、余り回数が多くないこの分科会でございますので、委員の方々から特にご意見、ご質問がありましたら承りたいと思いますが、ご発言ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特にご質問ご意見がないようでございますので、予定していた進行、次第は以上で終了となります。大変ありがとうございました。

委員の皆々様のおかげをもちまして、円滑に議事を進めることができました。ここで事務局にお返しする段でございますけれども、ちょっと私からすみません、１分だけ拝借しましてご挨拶させていただきたいと思います。

長らくこの席に座らせていただきまして、大変、光栄、名誉あることだと思

っておりましたけれども、ちょっとこのたび事情がございまして、この職を降りて、退職させていただくことにさせていただきました。ご縁がありまして、千葉市の児童福祉の行政の一端にもなるかと思いますけれども、この分科会のこの席に座らせていただきまして、私が40代の頃からですから、もう十数年、20年近くかもしれません、長過ぎました。先ほど言いましたように、大変名誉な役職ですが、しかし力不足でございますので、さんざんご迷惑をおかけしましたことを、この場をお借りしてお詫びしたいと思います。

また、皆様にはこれから大変重要な分科会でございますので、粛々と重要な任務を果たしていただけますよう、陰ながらお祈りいたしたいと思います。

また、委員の皆様には大変感謝申し上げたいと思いますけれども、歴代の事務局の方々には、特段のご高配をいただきまして、さまざまなご支援を賜りました。この場をかりまして厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。何分、ご無礼が多くて失礼いたしましたけれども、本当にありがとうございました。

それでは事務局にお返しいたします。

司　　会：　それでは、以上をもちまして、平成26年度第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を閉会いたします。

委員の皆様方、本当に今日はありがとうございました。

以上